

パブリックコメントの内容について

第9回地域公共交通協議会から、次のとおり変更を行い、パブリックコメントを実施しました。

第9回地域公共交通協議会からの変更点

① ガイドライン策定にあたる経過を背景と目的に記載。

1. ガイドライン策定の背景と目的

1 背景と目的

本市の公共交通は、鉄道、路線バス、タクシーで網羅されており一定充実しています。併せてこれらを補完するコミュニティバスの導入によりまとまった公共交通空白地域・不便地域は解消されていることから、現状においては、新たに市が主体となるコミュニティバス等の導入の予定はありません。しかしながら、交通環境は路線バス運転手の全国的な減少に加え、運転手の労働時間規制が強化されるいわゆる2024年問題などにより、変化が予見されるところであります。

本市においては交通環境の変化への対応という将来的な課題に加え、現状、利用者数の低下から減便や廃止となったバス路線の周辺地域や道路事情によりバスの通行できない地域において、公共交通サービスの確保といった要望が挙げられているといった実態があり、**そうした地域の一部において主体的に公共交通の導入検討や運営を考えているケースも見られます。**

本市は限られた財源の中でこれらの地域において従来の公共交通と連携した新たな交通手段として、地域が発意し主体的に検討や運営を行う地域コミュニティ交通の導入支援を行います。

当該ガイドラインは、地域が主体となり地域コミュニティ交通の導入を検討する際の導入手順・支援内容等を整理するものです。

② P5Step1、1発意から検討開始までに目的を明確にするために、どのような目的で導入を検討するのか地域組織で話し合ってください旨を追記。

1 発意から検討開始まで

まずはじめに、地域コミュニティ交通の導入検討にあたり、市からの支援が受けられる地域は支援対象市域(P.2)が目安となります。しっかり確認しましょう。

Step1 課題意識の共有

地域コミュニティ交通を導入したいと発意された場合、地域のお住まいの方々や自治会、有志による勉強会等の準備組織を作り、**導入する目的(平日の通院や買い物の移動手段を確保するなど)を話し合しましょう。**

また、現状でどのような既存公共交通(鉄道・路線バス・コミュニティバス等)が運行しているのかを確認し、既存公共交通の運行サービスに対しどんなことに不便さ不満を感じているか、どこを改善すれば使い勝手がよくなるのか、更にはどこまでの移動を確保できればより円滑な移動ができるのか意見交換を行い、課題意識の共有をしてください。

③ P8 実証運行の実施基準に”+その他収入”を追記。(協賛金等を考慮)



● 実証運行の実施基準

運賃収入 ≥ 運行経費

運賃収入：推計利用者数×想定料金 **+その他収入※**

運行経費：人件費+燃料費+車両費+運行維持費

※本格運行においては、運行に関わる補助はないため、運行を維持していくためには、積極的な利用が必要です。また、協賛企業や地域施設の広告掲載による協賛金等の補てんも検討しましょう。



④ P8 Step3、課題や目的の“明確化”から“再確認”へ修正。

Step3

課題や目的の**再確認**

調査結果から、地域の生活交通の課題について整理・把握した上で、地域にとってどのような移動サービスが本当に必要か見極めましょう。見極める際に、どのような人を対象として、どのような需要に対応していくのかを検討し、地域コミュニティ交通の**導入目的を再度確認**してください。

▼チェックリスト

☐ **導入目的を再確認している**



- ⑤ 運行内容を見直す際の協議会の役割を明確にするために、地域公共交通協議会へ報告する旨を記載。

Step2 継続的な活動及び利用促進

地域コミュニティ交通は導入することがゴールではありません。本格運行の開始をピークに利用者数や関心度が右肩下がりとなると、導入したサービスを継続することができなくなってしまいます。地域組織は、運行主体である交通事業者と連携しながら、地域コミュニティ交通の利用状況や利用者のニーズを把握し、運行内容の見直しを行いましょう。なお、運行内容を見直す際は、地域公共交通協議会に諮り、承認を得る必要があります。

また、継続運行を可能とするためには、地域住民の積極的な利用も必要です。地域組織が中心となり利用促進活動に取り組みましょう。

最後に、運営主体である地域組織自体の継続的な活動の実施は最も重要です。将来にわたり導入したサービスを維持しつづけていく熱量をもって活動に取り組めるよう、検討体制や活動内容も見直しましょう。

▼チェックリスト

- | | |
|--|---|
| ☐ 運行実績を確認・共有している |  |
| ☐ 利用者ニーズを把握し、運行内容の見直しを行っている |  |
| ☐ 地域公共交通協議会へ報告 |  |
| ☐ 利用促進活用に取り組んでいる |  |
| ☐ 地域組織の検討体制・活動内容の見直しを行っている |  |

- ⑥ 相談できる体制や、バックアップ体制を記載すべきというご意見や、地域組織からの提案を受けるための措置から、よくある質問に市の問い合わせ先を追記。

Q. わからないことがあったらどこに問い合わせればいいですか？

地域組織で検討を進めるにあたって不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

吹田市 土木部 総務交通室

〒564-0855 大阪府吹田市佐竹台1丁目6番3号

電話：06-6155-3531 / FAX：06-6872-1652